

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第8号

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2項第21号」を「第2条第2項第22号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(道 路 課)

富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第9号

富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

富山県港湾管理条例施行規則（昭和37年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第6号」を「前項第5号」に改め、同条第4項中「第2項第5号」を「第2項第4号」に改め、同条第5項中「第2項第7号」を「第2項第6号」に改める。

様式第2号中「富山県知事（指定管理者） 殿」を

「富山県知事 殿 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県港湾管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(港 湾 課)

富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第10号

富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年富山県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 浄化槽管理士が過去5年の間（条例第3条第3項の規定により更新の登録の申請をする場合にあつては、当該更新直前の登録の有効期間）に条例第11条第4項に規定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けたことを証する書面

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年富山県条例第38号）第3条第1項又は第3項の規定による登録の申請をしようとする者は、この規則

の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、この規則による改正後の富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第4条第2項第3号の規定にかかわらず、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせる計画を記載した書面をもって、同号に規定する浄化槽管理士が浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けたことを証する書面に代えることができる。

(環境政策課)